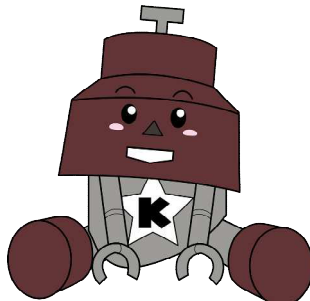


川口市奨学資金貸付制度のしおり

(令和9年度生)



川口市のマスコット
「きゅぼらん」

- この制度は、川口市に継続して3年以上住民登録があるかた、または川口市に継続して3年以上住民登録があるかたと生計が同一であるかたが、経済的な理由により修学が困難である場合に奨学資金を貸し付け、有用な人材を育成することを目的とするものです。
- 奨学資金の貸付は、奨学生本人に対して行われるものであり、返還も奨学生本人が行うものです。
学校を卒業した後は、奨学生本人が必ず返還しなければなりません。制度の内容を十分理解したうえで申請してください。
- 奨学資金の貸付は、指定金融機関と奨学生本人との借入契約手続き（金銭消費貸借契約）により行われます。申請時期や金融機関での借入契約手続きの時期によっては、学校の入学金等の納入に間に合わないこともありますので、予めご承知おきください。

【受付期間】 下記期間のうち、土曜日・日曜日・祝日は除きます。

第1期	令和8年8月24日(月) ～ 令和8年8月28日(金)	9時～16時30分
第2期	令和8年10月1日(木) ～ 令和8年10月30日(金)	9時～16時30分
第3期	令和9年1月18日(月) ～ 令和9年1月29日(金)	9時～16時30分

※申請は、貸付を受ける本人及び親権者が揃って行ってください。

【お問い合わせ・申請先】

川口市教育局 学校教育部 庶務課庶務係

〒332-8601 川口市青木2-1-1 (川口市役所第二本庁舎5階)

電 話 048(271)9476

1 対象となるかた

(1) ～ (4) の全ての要件に該当するかた

(1) 川口市に継続して3年以上住民登録があること（申請日時点）又は川口市に継続して3年以上住民登録があるかた（申請日時点）と生計が同一であること。

(2) 学校長が推薦したもので、修学意欲が極めて旺盛であり、成績優秀・品行方正であること。

(3) 令和9年4月、高等学校・高等専門学校・大学・短期大学・専修学校（正規の修学期間が2年以上の高等課程若しくは専門課程又は専攻科）に入学予定又は在学中で、学資の支出が困難であること。

(4) 本人との同居・別居を問わず、生計が同一な方全員の令和8年度市県民税課税標準額の合計が「250万円未満」であること。

2 貸付金額

区 分	修学金（月額）	入 学 一 時 金	
高 等 学 校 高 等 専 門 学 校 専修学校（高等課程）	12,000円以内	国立及び公立	180,000円以内
		私立	300,000円以内
大 学 短 期 大 学 専修学校（専門課程又は専攻科）	24,000円以内	国立及び公立	360,000円以内
		私立	500,000円以内

※在学中の方は修学金のみの貸付となります。

3 貸付期間

入学予定または在学中の学校において、正規の修学期間を終了する月までの期間の範囲内

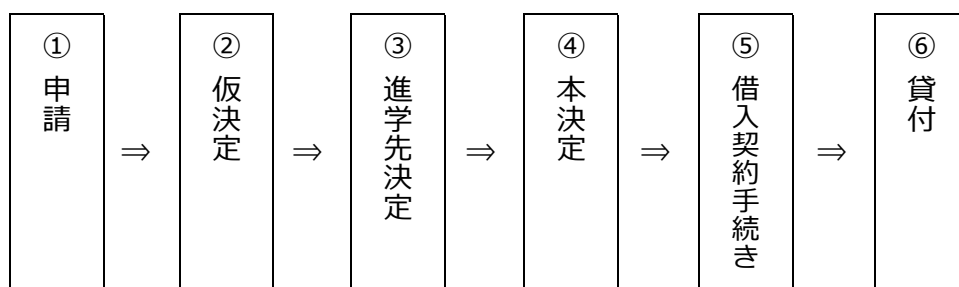
(注1) 指定金融機関での借入契約手続きは、2年目以降継続する場合、毎年度行います。

(注2) 奨学生が休学したときは、奨学資金の貸付は停止されます。

(注3) 貸付期間中に退学又は奨学生世帯全員が川口市外へ転出すると貸付中止となり、貸付額の全額を一括で返還していただくことになりますので、特にご注意ください。

4 貸付方法（新規申請）

申請から貸付までの流れ



①受付期間内に書類を全て揃えて、奨学生と親権者が揃って庶務課の窓口で申請を行います。

（申請書類については「8 申請手続」を参照）

②申請を受理し、審査が通った方へ、庶務課から「**仮決定通知書**」を郵送します。

③進学先の学校が決まったら、合格通知書の写しを庶務課へ提出していただきます。

④庶務課から「**貸与認定書**」を送付します。この時点で奨学生として正式に本決定されます。

⑤**実際の貸付は市が指定する金融機関（埼玉りそな銀行川口支店）が行います。**埼玉りそな銀行川口支店の窓口で奨学生と親権者が揃って借入契約手続きを行ってください。

⑥金融機関の指定する日に、奨学生の口座へ奨学資金の入金があります。

（注1）借入契約手続きにおいて、奨学生本人名義の埼玉りそな銀行川口支店の口座を作成していただく必要がございます。（既にお持ちのかたは除く）

（注2）奨学資金の貸付は、埼玉りそな銀行とのローン契約により行われます。借入により本来発生する利息相当額は、市が埼玉りそな銀行に補給することから、奨学生が請求されることはありません。

（注3）奨学生が満18歳以上の場合、市および銀行の窓口にお越しいただくのは奨学生ご本人様のみで構いません。

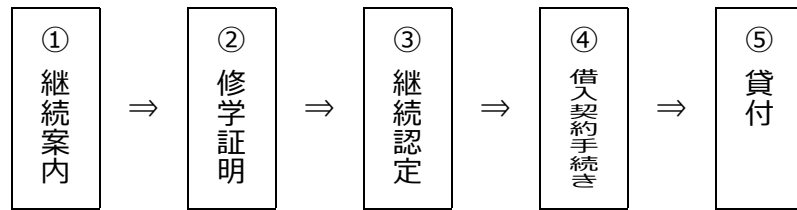
【奨学金の入金日】

申請期間	仮決定	本決定	借入契約手続	貸付
第1期8月24日～8月28日	9月下旬	進学先決定後	本決定後～	借入契約手続後、金融機関の指定する日
第2期10月1日～10月30日	11月下旬		3月31日まで	
第3期1月18日～1月29日	2月上旬		金融機関で手続	

奨学金の申請は、進学先決定前でもできますが、借入契約手続は進学先が決定し本決定後になります。貸付は借入契約手続が済んでから金融機関の指定する日に入金になりますので、学校によって入学金等の納入に間に合わない場合もあります。ご承知おきください。

5 貸付方法（継続）

2年目以降の継続手続き



- ① 《2月末頃》庶務課から継続の手続きについて案内を送付します。
 - ② 《4月上旬まで》奨学生は、修学状況証明書等を提出していただきます。
 - ③ 《4月以降》庶務課から継続を認める認定書と借入申込書を郵送します。
 - ④ 《5月末まで》奨学生本人が借入申込書を記入し、金融機関へ郵送していただきます。
 - ⑤ 《5月上旬以降》金融機関の指定する日に、奨学生の口座へ奨学資金の入金があります。
- 以降、正規の修学期間終了まで①～⑤を繰り返します。

（注1）奨学資金の貸付時期は、5月上旬以降になります。

（注2）以下の場合は郵送での手続きができず、金融機関窓口での手続になります。

- ・ 前回申込以降に奨学生本人の名前や親権者に変更がある場合
- ・ 郵送書類が契約希望日に間に合わない場合や、記入不備がある場合

（注3）継続の手続きがなされないと、その年度以降の貸付をキャンセルしたとみなされます。

6 その他届出書類

奨学生として決定したときから奨学資金の返還が完了するまでの間に、事由に応じて次の書類を提出していただきます。いずれの場合も、事前に教育局庶務課庶務係までご連絡ください。

（1）異動届

- ・ 奨学生が、休学・復学・退学又は転学をしたとき
- ・ 奨学生本人、親権者に氏名・住所等の変更があったとき

（2）死亡届及び戸籍抄本

- ・ 奨学生が亡くなったとき

（3）辞退届

- ・ 奨学生が奨学資金の貸付を辞退しようとするとき

（4）償還期限延長願（必要に応じて診断書、在学証明書等）

- ・ 病気での長期入院、進学など特別な理由によって、奨学資金返還の猶予を受けようとするとき

（5）償還免除申請書

- ・ 奨学生が返還完了前に亡くなったことにより、返還の免除を受けようとするとき

7 返還

- (1) 返還開始時期 正規の修学期間終了から1年経過後の4月
- (2) 返還期間 10年間
- (3) 利息 実質無利息（市が金融機関に補給するため、奨学生は請求されません）
- (4) 返還方法 口座引き落とし（毎月5日）
- (5) 返還猶予 最長5年間（1回のみ）

（注1）期日までに奨学資金の返還をしなかった場合、遅延している元金に対し年14%（令和8年7月時点）の損害金を支払う必要が生じます（1年を365日とし、日割りで計算）。

（注2）一定期間内に返還が行われない場合には、個人情報情報機関に事故情報が登録され、クレジットカードが利用できなくなるなどの不利益が生じます。

（注3）返還猶予の認定は、進学や傷病など真にやむを得ない場合に限りです。また、再猶予（猶予期間が終わった後に再度猶予を申請すること）はできません。

【返還額】 貸付総額の 120分の1 の金額が毎月口座から引き落とされます。

（例1）3年制の私立高校へ進学

入学一時金300,000円、修学金12,000円（月額）を利用した場合
（入学一時金300,000円+修学金12,000円×12ヶ月×3年間）÷120
= 毎月6,100円 を返還

（例2）4年制の国立大学へ進学

入学一時金360,000円、修学金24,000円（月額）を利用した場合
（入学一時金360,000円+修学金24,000円×12ヶ月×4年間）÷120
= 毎月12,600円 を返還

（注1）実際の毎月の引き落としは、借入した年次ごとに分けて行われます。

（注2）返還最終回のみ端数調整により返還額が変わることがあります。

【返還額確認欄】

① _____ 年制の学校へ進学予定

入学一時金 ② _____ 円、修学金 ③ _____ 円（月額）を利用予定

（入学一時金 ② _____ 円 +

修学金 ③ _____ 円 × 12ヶ月 × ① _____ 年間） ÷ 120

= 毎月 _____ 円を返還

※奨学資金は、奨学生本人が必ず返還しなければなりません。返還に無理のない範囲で申請してください。

8 申請手続き

【受付期間】 下記期間のうち土曜日・日曜日・祝日を除きます。期間終了後の受付はできません。

第1期 令和8年8月24日(月) ～ 令和8年8月28日(金) 9時～16時30分

第2期 令和8年10月1日(木) ～ 令和8年10月30日(金) 9時～16時30分

第3期 令和9年1月18日(月) ～ 令和9年1月29日(金) 9時～16時30分

【申請先】 川口市役所第二本庁舎5階教育局庶務課庶務係

- ・申請の際には貸付を受ける本人及び親権者揃ってご来庁ください。本人が満18歳以上の場合は本人のみでの申請も可能です。(郵送不可)
- ・申請書類と貸付を受ける本人及び親権者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等)を持参してください。
- ・書類に不備がある場合は受け付けられません。日程に余裕をもって申請してください。

【申請時の提出書類】

(1) 川口市奨学資金貸付申請書

- ・別添申請書記入例を参照し、奨学生本人が黒のボールペンで記入してください。(鉛筆・シャープペンシル・消せるボールペン等は不可)
- ・申請書の内容を訂正する場合、二重線を引き、余白に正しい内容を記入してください。

(2) 川口市奨学生推薦調書

- ・高等学校・専修学校高等課程などに入学予定又は在学の場合は中学校等で、大学・短期大学・専修学校専門課程又は専攻科などに入学予定又は在学の場合は高等学校等で記入してもらうこと。

(3) 本人との同居・別居を問わず、生計が同一な方全員の令和8年度市県民税課税証明書

- ・川口市役所市民課、川口・東川口駅前行政センター、各支所で発行してください。(有料)
- ・世帯主等に扶養されている方、申請者(本人)及びその兄弟については必要ありません。
- ・非課税の方については市県民税非課税証明書、生活保護受給世帯の方は生活保護受給証明(A4サイズのもの)を提出してください。

(4) 戸籍謄本(全部事項証明書)

- ・申請者(本人)が入っているものがが必要です。
- ・戸籍謄本の申請者(本人)の欄に親権者として記載された方の名前が違う場合や、親権者が除籍されている場合は、その親権者の戸籍謄本又は除籍謄本を提出してください。
- ・申請者(本人)や親権者が外国籍の場合は、続柄及び世帯主の記載がある世帯全員の住民票の写しを提出してください。

(注1) いただいた個人情報、奨学資金の貸付及び返還に係る事務の実施のために利用します。

(注2) 申請の内容に誤りや虚偽の内容があった場合、申請が無効となることがあります。

(注3) 各書類は、3ヶ月以内に発行されたものに限ります。

(注4) 親権者不在により手続きできない場合は、お早めにご相談ください。

(注5) その他、窓口にて「川口市奨学資金貸付制度に関する同意書」にご署名いただきます。